

連邦法人税予定納税の計算方法

法人は、次の2通りのベースで計算された予定納税額のいずれかの金額を四半期ごとに分割納付する。どちらの方法を採用するかについては、法人の課税所得額等により定められているため、毎年法人の状況を確認し、正しく判断しなければならない。また、下記2通りの金額はあくまでも申告書（当年度分も含めて）上の税額が、確定していることが前提となっている。尚、内国歳入法 6655 条は、下記に解説している内容も含め、予定納税納付額や納付時期等を規定している。

1. 当年度申告書上の税額の 100%、当年度税額ベース (Current Year's tax basis)
2. 前年度申告書上の税額の 100%、前年度税額ベース (Prior Year's tax basis)
 - (ア) 但し、前年度が 12 ヶ月間ある年度、つまり、短年度 (Short-year) ではない。
 - (イ) かつ、前年度の税額が \$0 ではない。
 - (ウ) かつ、大規模法人 (Large Corporation) ではない。(課税所得\$1,000,000 以上で大規模法人となる。)

上記項目 1 では、当年度の申告書上の税額を指しているが、当年度の申告書が作成されるのは、次年度となるので、実務上は当年度の確定税額を基に予定納税の計算を行うのは不可能である。項目 2 では前年度の申告書上の年間課税額を基礎にして計算ができる。ただし、前年度税額も延長申請を提出している場合は、第 3 四半期の予定納税時までに提出されればよいので、第 1 及び第 2 四半期の納付時には確定年間課税額が不明である可能性がある。つまり、いずれの方法でも納付は概算見積金額となり、上記 2 つのベースの税額より予定納税納付額が低くなって、過少納付による罰金や延滞利息支払いの対象となりえる。

このような状況であっても、内国歳入法に規定された計算手順を踏むことによって、見込み（概算見積）額である予定納税納付額を、罰金や延滞利息支払いの対象外とすることができる。この計算手順においては、当年度の課税所得を四半期ごとの実際の財務諸表上損益を基に計算する。即ち、次に挙げる 2 つの計算方法を踏襲すれば、前述の当年度及び前年度ベースの税額より低い額の予定納税納付額となっても、罰金や延滞利息支払いの対象とならない。ただ、四半期ごとの財務諸表上損益と正確な計算方法を、連邦税様式 2220 上で開示しなければならない。

1. 各四半期損益による見込み課税額ベース、年間課税所得換算法 (Annualized Income Method)
2. 各四半期損益による見込み課税額ベース、季節修正分割納付法 (Adjusted seasonal installment method)

上記 2 つのベースは基本的には当年度の見込みベースとなる。これらの計算方法では、課税年度の四半期終了ごとに、定められた月次期間 (Monthly period) の期間損益を用いて年間課税所得を計算し、求められた課税額から納付額を計算する。即ち、項目 1 は、各四半期納付時点で、定められた過去何ヶ月間かの期間損益を年間換算 (Annualize) して見込課税所得を計算し、その課税所得を基に課税額を計算する方法である。項目 2 は項目 1 の計算方法に加えて、売上や利益が年間を通して一定でなく、季節的な要因で所得が左右する法人が選択できる方法である。項目 2 では、過去 3 年間の課税年度のうち、同じ 6 ヶ月間において、年間課税所得の 70% が計上されていることが条件となる。

上記の換算年間所得（課税所得）を求める算式は次のようになる。なお、ここでの所得はあくまでも財務諸表上損益に税務上加減算修正（見込み修正）をした後の課税所得額となる。

四半期納付時点の指定月次期間 (3、6、9、ヶ月間等) における課税所得 ÷ 指定月次期間 × 12 = 換算後年間所得

例えば、暦年（課税年度末が 12 月 31 日）を課税年度として採用している法人の第 3 四半期納付時点（9 月 15 日時点）では、指定標準月次期間は 6 ヶ月間となるため、6 月末時点の損益計算書上損益を使用する。見込みの税務上加減算を行った課税所得を指定月次期間である 6 で分割し、12 を乗ずると換算後の年間所得を得ることができる。

なお、大規模法人 (Large Corporation) の場合は前年度の課税額をベースにできないので、当年度税額ベースあるいは四半期損益による見込み課税額ベースを選択せざるを得ない。(内国歳入法 6655 条(d)(2)) ここでいう大規模法人とは、直近の過去 3 年間の課税年度において、年間課税所得が百万ドル (\$1,000,000) 以上となる法人を言う。

各州法人税の見込み課税額も、多くの場合、連邦法人税と同じく前年度ベース、当年度ベースや見込課税額ベースを基に計算される。納税額割合や時期に関しては、各州の税務当局により様々なため、各州ごとに確認をする必要がある。また、各州法人税の見込課税額は、連邦税上の課税所得から計算される所得ベースの税額に加え、資産ベース、資本ベース、最小税額ベースなどの各税額も考慮に入れる。